

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5
 氏 名 株式会社築館クリーンセンター
 代表取締役 柏木 裕

法人にあっては、名称
 及び代表者の氏名

優
 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日 令和3年8月31日
 許可の有効年月日 令和10年8月30日

1. 事業の範囲

事業の区分 中間処分・焼却
 特別管理産業廃棄物の種類
 (I) 中間処分(焼却)
 別表のとおり。
 (以下余白)

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分・焼却施設
 設置場所 宮城県栗原市築館字上高森49番地4、49番地5、49番地2.9、49番地3
 0の一部、50番地1の一部
 許可年月日 平成26年11月26日
 設置年月日 平成28年4月22日
 許可番号 10-82-0
 処理能力 廃油(産廃である揮発油類、灯油類及び軽油類) 87.07トン/日(3.6
 3トン/時間 2.4時間稼働)
 廃酸(pH2.0以下のもの) 73.09トン/日(3.05トン/時間 2
 4時間稼働)
 廃アルカリ(pH12.5以上のもの) 73.09トン/日(3.05トン/
 時間 2.4時間稼働)
 感染性産業廃棄物 70.11トン/日(2.93トン/時間 2.4時間稼働)
 汚泥 77.34トン/日(3.23トン/時間 2.4時間稼働)
 廃油 87.07トン/日(3.63トン/時間 2.4時間稼働)
 廃酸 73.09トン/日(3.05トン/時間 2.4時間稼働)
 廃アルカリ 73.09トン/日(3.05トン/時間 2.4時間稼働)

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年8月31日許可
令和3年8月31日更新許可(優良認定付与)
令和6年1月17日変更届(法人名称変更に伴い許可証書換え)

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無



別表

中間処分（焼却）

根拠法令	特別管理産業廃棄物							取扱
令2の4第1号	廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類及び軽油類）							○
令2の4第2号	廃酸（水素イオン濃度指数（pH）2.0以下のもの）							○
令2の4第3号	廃アルカリ（水素イオン濃度指数（pH）12.5以上のもの）							○
令2の4第4号	感染性産業廃棄物							○
	特定有害産業廃棄物							
イ	廃ポリ塩化ビフェニル（PCB）等							×
ロ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）汚染物							×
ハ	ポリ塩化ビフェニル（PCB）処理物							×
ニ	廃水銀等							×
ホ	指定下水汚泥							×
ト	廃石棉等							×
	廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	銻さい	ばいじん
	有害物質名							
	水銀又はその化合物	-	×	-	×	×	×	×
	ガドミウム又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
	鉛又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
	有機燐化合物	-	×	-	×	×	-	-
	六価クロム化合物	×	×	-	×	×	×	×
	砒素又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
令2の4第5号	シアニ化合物	-	×	-	×	×	-	-
	PCB	-	×	-	×	×	-	-
	トリクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
	テトラクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
	ジクロロメタン	-	○	○	○	○	-	-
	四塩化炭素	-	○	○	○	○	-	-
	1・2-ジクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
	1・1-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
	シス-1・2-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
	1・1・1-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
	1・1・2-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
	1・3-ジクロロプロパン	-	○	○	○	○	-	-
	チウラム	-	○	-	○	○	-	-
	シマジン	-	○	-	○	○	-	-
	チオベンカルブ	-	○	-	○	○	-	-
	ベンゼン	-	○	○	○	○	-	-
	セレン又はその化合物	×	×	-	×	×	×	×
	1・4-ジオキサン	-	○	○	○	○	-	×
	ダイオキシン類	×	×	-	×	×	-	×
令2の4第6号	ばいじん（輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの）							×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻（輸入廃棄物の焼却で「材料」類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第8号	汚泥（輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第9号	ばいじん（輸入廃棄物）							×
令2の4第10号	燃え殻（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
令2の4第11号	汚泥（輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの）							×
備考								

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの、×：取り扱わないもの